

三鷹市地域防災計画の改定について

1 改定の方針

三鷹市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき三鷹市防災会議によって策定され、近年では、風水害編及び富士山等噴火降灰対策編を令和3年に、震災編を令和6年に改定している。その後、大幅な計画の改定は行っていないが、東京都地域防災計画火山編が令和7年に修正されたほか、本市においても防災関連の個別計画や方針を新たに策定したことから、各計画等との整合を図るため、令和8年度に三鷹市地域防災計画の改定を行う。

2 改定に向けた基本的な考え方

(1) 震災編

ア 概要

福祉避難所の位置付けの見直しのほか、令和8年3月に策定した「三鷹市受援・応援計画」を踏まえた三鷹市災害対策本部部班体制の見直し等についても検討する。また、震災編の改定に伴い、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ災害時機能転換計画」を策定する。

イ 主な改定内容

・福祉避難所の位置付けについて

災害時に迅速に対応できる福祉避難所の運営体制を構築する。具体的には、災害時における要配慮者支援の中核的な拠点として元気創造プラザ内に「特定福祉避難所」を、要配慮者を一時的に受け入れた上で福祉的トリアージを行う中継地点として福祉Laboどんぐり山と三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどうを「一時福祉避難所」に、既存の指定施設において要配慮者の初期的な受入を行う「福祉避難所」と、役割を明確に分けた3層構造のネットワーク型の福祉避難所を位置付ける。

また、福祉避難所の位置付け等に関して検討するにあたり、幅広い分野の知見を取り入れるため、福祉避難所のあり方の検討部会を設置して協議を行う。

・三鷹市災害対策本部部班体制の見直し

発災時の機動性と事業継続や平時からの備えを充実するため、部班体制を廃止し、平時の組織で災害対応を行う。

見直し案

現行

本部情報部
(担当部長：企画部長)
本部会議班
広報情報班
財務情報班
システム復旧班



改定

企画部
(担当部長：企画部長)
企画経営課
広報メディア課
財政課
情報推進課

- ・「三鷹市中央防災公園・元気創造プラザ災害時機能転換計画」の策定

福祉避難所としての活用や、他自治体からの応援職員及び災害ボランティアスペースの確保のほか、改めてこれまでの被災現場や医療機関から搬送されてきた遺体の収容及び安置、引き渡しを行う遺体収容所や物資拠点に関する配置の検討などを踏まえて、平成31年に策定した三鷹市中央防災公園・元気創造プラザ災害時機能転換マニュアルを発展的に改定し、「三鷹市中央防災公園・元気創造プラザ災害時機能転換計画」を策定する。

(2) 風水害編

ア 概要

令和7年12月に策定した「風水害時における野川周辺の防災対策方針」を踏まえ、大沢地区における避難場所の拡充等のほか、令和8年5月（予定）から運用が開始される新たな防災気象情報に合わせて、避難情報に関する見直し等を行う。

イ 主な改定内容

- ・大沢地区における避難場所等の拡充

大沢地区で拡充した避難場所（市営大沢住宅集会所、椎の実子供の家等）のほか、避難行動支援（避難バスの運行）等にかかる取り組みを反映する。

- ・避難情報の見直し

新たに運用が開始される防災気象情報に基づき、避難指示等の発令基準等、避難情報に関する見直しを行うほか、時間軸ごとの災害対応の可視化に関する検討を行う。

(3) 富士山等噴火降灰対策編

ア 概要

- ・東京都地域防災計画火山編との整合

「大規模噴火降灰対応指針」（令和5年12月）の策定を契機に東京都地域防災計画火山編（以下「都計画」という。）が修正されたことを踏まえ、三鷹市地域防災計画（富士山等噴火降灰対策編）に反映し、整合を図る。

イ 主な改定内容

都計画の富士山火山対策において、「降灰状況の把握」、「交通インフラ対策」、「火山灰処理」、「避難」、「物資供給」等にかかる対策の充実や情報発信の強化など、都市機能や都民の生活を守るための降灰対策が具体化されていることから、本内容を踏まえた改定を行う。

3 改定に向けたスケジュール（予定）

令和8年4月 第1回防災会議 改定にかかる基本的な考え方

11月 第2回防災会議 地域防災計画素案及び機能転換計画（素案）

令和9年1月 両計画素案に関するパブリックコメント

3月 第3回防災会議 地域防災計画及び機能転換計画（確定）